

県営両筑第3地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画の変更についての公告

県営両筑第3地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画を変更するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第4項の規定に基づく協議をしたいので、同条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定によりこの旨を公告し、変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供します。

また、変更後の土地改良事業計画の概要に意見がある者は、同法第88条第6項において準用する同法第87条の2第9項の規定により意見書を提出してください。

なお、縦覧に供する書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については、下記のとおりです。

令和8年1月26日

福岡県知事

服部 誠太郎



記

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営両筑第3地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画概要書
- 2 縦覧期間
令和8年1月26日から令和8年2月25日まで（閉庁日を除く20日間）
- 3 縦覧場所
小郡市役所、朝倉市役所（本庁舎2階）、筑前町役場、大刀洗町役場
- 4 意見書の提出方法等について
 - (1) 意見書の提出先
福岡県朝倉農林事務所（〒833-0068 朝倉市甘木2014番地1）
小郡市役所、朝倉市役所（本庁舎2階）、筑前町役場、大刀洗町役場
 - (2) 意見書の提出期限
令和8年2月25日まで（縦覧期間満了の日）
 - (3) 意見書の提出上の注意
 - ① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
 - ② 意見書には、個人にあっては住所・氏名を、法人にあっては法人名・所在地を記載してください。
これらは、必要に応じ当方から問い合わせをする場合があるため、記載をお願いするものです。
 - ③ 提出された意見書（②の住所・氏名等を除く。）は公表する場合があるとと
もに、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。
 - ④ 電話での意見はお受けできません。